

平成20年3月26日  
全国知事会  
男女共同参画特別委員会

## 「市町村における男女共同参画に関する計画の策定」 の促進に関する調査結果

調査目的	男女共同参画特別委員会における「市町村における男女共同参画に関する計画の策定」の促進に関する協議への活用。
調査期間	平成20年2月12日～2月21日
調査内容基準日	平成20年1月1日現在
調査対象	47都道府県（回答率100%）

---

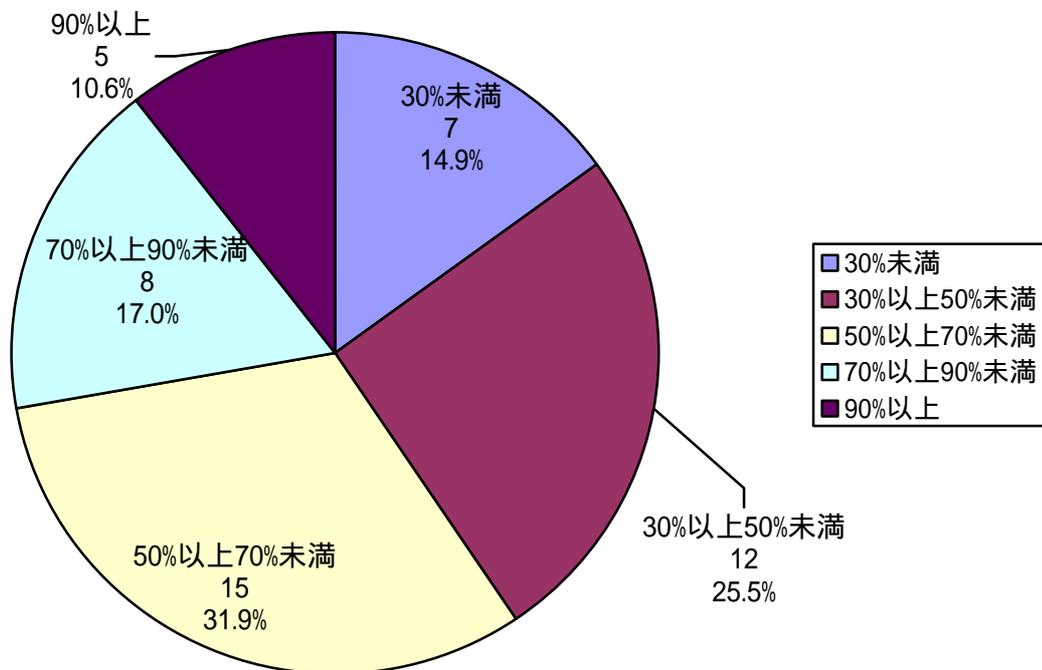
記述部分については、都道府県にかかわらず「県」と表記しています。

1. 市町村計画の策定状況

	市町村総数	うち策定済市町村	策定率
市町村数合計	1,818	955	52.5%
市町村数平均	38.7	20.3	52.5%

(策定状況の分布)

策定率区分	都道府県数
90%以上	5 (10.6%)
70%以上 90%未満	8 (17.0%)
50%以上 70%未満	15 (31.9%)
30%以上 50%未満	12 (25.5%)
30%未満	7 (14.9%)
計	47 (100.0%)



2. 市町村計画の策定について、目標値を掲げているか

	掲げている	掲げていない	計
都道府県数	37 (78.7%)	10 (21.3%)	47 (100.0%)

a. 目標値

- ・ 平成 20 年までに、100% (1 都道府県)・50% (1)
- ・ 平成 22 年までに、100% (15)・90% (1)・80% (2)・70% (2)・60% (1)・  
50% (4)・40% (1)
- ・ 平成 23 年までに、100% (4)・70% (1)・40% (2)
- ・ 平成 24 年までに、100% (1)
- ・ 平成 37 年までに、100% (1)

b. 目標値を掲げていない主な理由

- ・ 市町村における計画策定が順調に進んでいる。
- ・ 次期男女共同参画計画において、目標値を掲げることとしている。
- ・ 市町村により体制等が異なるため、目標値設定に至っていない。
- ・ 市町村自らが策定する計画であり、都道府県が目標値を設定するものではない。
- ・ 市町村において基本計画が策定されるよう、必要な情報提供や策定に関する技術的助言などを通して市町村の取組を積極的に支援している。

3. 市町村計画の策定に関して、合併による影響があるか

	ある	ない	計
都道府県数	38 (80.9%)	9 (19.1%)	47 (100.0%)

a. 影響内容【複数回答有、最大3つまで】

(回答対象：38 都道府県)

都道府県数	29	7	10	8	6	8

- 合併により、旧市町村で策定済みの計画が白紙になった。
- 合併後、計画策定に向けた担当課内の合意形成に時間を要するなど、体制が整っていない。
- 合併に伴う行政課題が多く、優先順位が相対的に下がった。
- 合併により、担当職員の配置増等、策定に向けた環境が整った。
- 合併が予定されるため、計画の策定作業を止めている。
- その他（自由記入）

「その他」の主な回答

- ・合併により、計画策定が進んだ。
- ・合併により、計画策定に消極的であった小規模市町村が減少した。
- ・合併により、首長が公約として掲げた。
- ・合併後の住民交流が進まず、合意形成に時間がかかる。
- ・合併直後は、により、策定市町村数が減少したが、一定落ち着いた段階になり、合併後の市町村においても策定済み及び策定予定となっている。

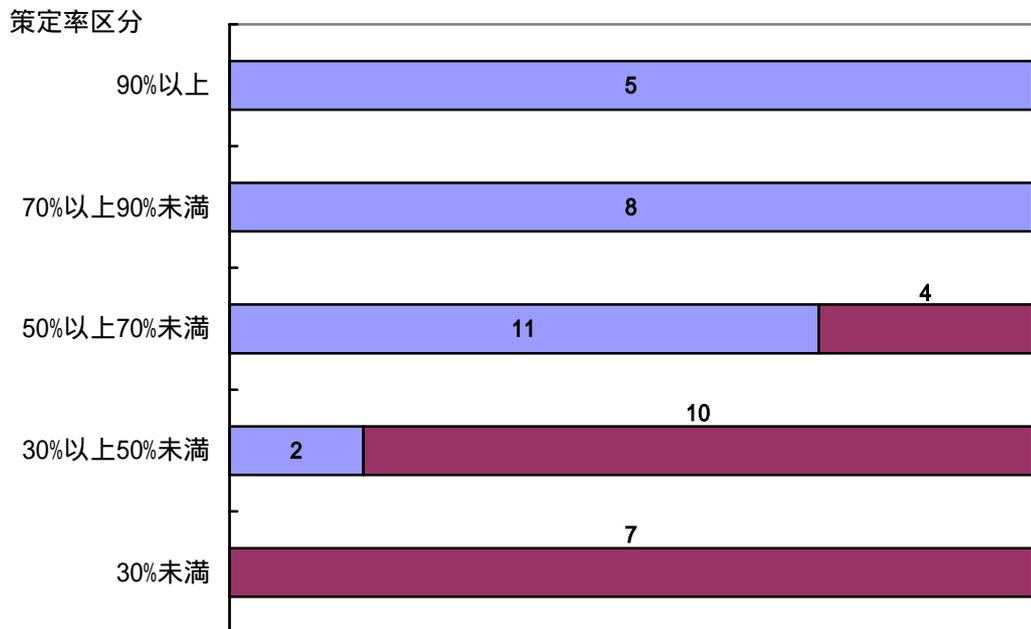
4. 「設問1」の策定状況をどのように評価しているか

	順調に進んでいる	遅れている	計
都道府県数	26 (55.3%)	21 (44.7%)	47 (100.0%)

(自己評価の分布)

策定率区分	順調に進んでいる	遅れている	計
90%以上	5	0	5
70%以上 90%未満	8	0	8
50%以上 70%未満	11	4	15
30%以上 50%未満	2	10	12
30%未満	0	7	7
計	26	21	47

□ 順調に進んでいる ■ 遅れている



都道府県数

## 5. 「設問1」で、策定率が70%以上の都道府県

### a. 策定率が高い（順調に進んでいる）理由

#### 【市町村担当者に対する広報啓発・情報提供等の働きかけ】

- ・ 条例・計画策定時のノウハウや域内市町村での策定状況、策定に係る様々な情報を提供し、個別に相談にのるなどの支援が役立っている。
- ・ 県主催の会議等において、市町村の基本計画の策定の必要性等について説明しているほか、先進市町村の取組報告や基本計画策定に向けたグループワーク等を行い、市町村が基本計画を策定するよう働きかけを行っている。また、職員が当該市町村に出向いて説明を行うなど、基本計画策定に向けた市町村の取組を支援している。
- ・ 市町村男女共同参画担当課長会議等での依頼や未策定市町村の個別訪問等、県から市町村への計画策定に関する働きかけが効果を上げている。

#### 【市町村における男女共同参画への意識の高さ】

- ・ 市町村との共催により、身近な男女共同参画のテーマについて広く住民に学習の場を提供する講座を開催したり、市町村担当課長及び担当職員、庁内推進員並びに男女共同参画審議会・懇話会等委員、各種女性団体等に対する男女共同参画に関する研修を実施していること等により、プラン策定の必要性に対する意識が高い。
- ・ 全国に先駆けて「男女共同参画推進条例」が制定されるなど、男女共同参画社会づくりに対する県の取組や県民全体の活動が進んでいる。
- ・ 女性の就業率や夫婦共働きの割合が高いという地域性があり、また県内の女性団体からの強い要望があったことなどもあり県から市町村に対して男女共同参画部署の設置を積極的に働き掛けた結果、市町村においても男女共同参画に比較的取り組み易い状況が整っていた。
- ・ 男女平等参画推進及び計画策定の必要性が広く理解されている。

#### 【周辺の先進市町村からの影響】

- ・ 旧来より域内ブロックごとに市町村が会議を開催し、情報交換をしてきた経緯があるため、地域内での他の市町村の動向が影響を与えている。
- ・ 各市町村が順調に策定を進めており、県において毎年策定状況を把握し状況を全市町村へ提供しており、他の市町村の取り組みを参考に未策定の市町村が策定に取り組むという好循環となっている。
- ・ 周辺市町村の策定率の上昇。

#### 【市町村合併による影響】

- ・ 男女共同参画に対する取り組みが遅れていた地域と進んでいる地域が合併により一つになったことで、進んでいる地域の施策が展開されるようになった。
- ・ 市町村合併により、男女共同参画の推進を主要業務として担当する部署ができた。（人員が増えた。）
- ・ 合併により策定意欲が高まった。
- ・ 合併により、市町村数が減少した。

#### 【地域住民への働きかけ】

- ・ 市町村と連携し、男女共同参画推進員による普及啓発活動や研修会を、各地区単位で実施している。
- ・ 男女共同参画推進センターで市町村職員や推進リーダーなどを対象に「プラン策定推進講座」等を開催するなど、市町村計画づくりを支援した。
- ・ 市町村の推薦で県が委嘱する男女共同参画推進リーダーを対象に男女共同参画社会づくりに向けた情報の提供及び研修会を実施してきたが、各市町村の計画策定時に、当該推進リーダーが策定委員となったことなどにより進めることができた。

#### 【その他】

- ・ 知事が率先して市町村に対し計画の策定を求めてきた。

b. 策定率が高い（順調に進んでいる）ことによるメリット

【市町村との連携による、県内全域における総合的な施策の展開】

- ・ 庁内の推進体制や諮問機関、活動拠点施設などの整備が図られ、男女共同参画を推進するための体制づくりが整ってきている。
- ・ 各市町村がプランの策定に当たり、住民アンケート等を実施していることから、各地域のニーズや課題が把握できるとともに、具体的な数値目標を掲げていることにより、男女共同参画の着実な推進が図れ、域内全体としての底上げに繋がる。
- ・ 域内市町村の大半が計画に基づき男女共同参画を推進することは、域内全体を統括して男女共同参画社会づくりの実現に向けた取組を進める上で大きなメリット。
- ・ 市町村が男女共同参画社会づくりに向けて、目的意識を持って積極的に取り組むこととなることから、県と一体的に有効的に男女共同参画施策を推進することが可能となる。
- ・ 県の男女共同参画社会づくりに向けた施策の推進において、市町村との連携がスムーズに行えるほか、地域特性に応じた施策展開が行える。また、男女共同参画社会づくりに向けた住民の理解が進み、気運の醸成が図れる。
- ・ 市町村が主体的に男女共同参画を推進することにより、県内全域における男女共同参画推進の活性化につながる。
- ・ 男女平等参画施策の総合的、計画的な推進が図られる。
- ・ 少子高齢化に伴う課題を解決する上で男女共同参画の視点から施策を進めることがますます重要となっており、住民に直結している市町において計画の策定が進んでいることで、少子化対策や健康長寿など県独自の施策が進め易い。

【県民に身近な、地域の実情に即した男女共同参画施策の展開】

- ・ 県民に身近な市町村において地域の実情に即した取組が継続的に行われる。
- ・ 各市町村における男女共同参画の計画的推進が期待できる
- ・ 計画の内容に沿って、（あるいは、計画の数値目標をクリアするために、）男女共同参画の推進に関する具体的な施策が講じられるようになった。
- ・ 各市町村における男女共同参画推進の方向性（目標・施策の概要）が明確となる。

【地域における男女共同参画意識の向上】

- ・ 幅広い年齢層に男女共同参画の視点を持っている人が多くなってきている。
- ・ 男女共同参画に関する施策が、より身近なものに受け止めてもらえる。
- ・ 地域における普及啓発活動（推進員活動）が、受け入れられやすい。

6. 市町村計画の策定を促進するために、県として主にどのような取り組みをしているか

【複数回答有、最大3つまで】

都道府県数	45	17	17	9	6	0	13

会議、講習会、研修等で策定を呼びかけている。

策定促進のため、担当者が個別に市町村（首長、議会等）を訪問し、説明を行っている。

策定済市町村の事例について、未策定市町村への積極的な情報提供を行っている。  
計画策定マニュアル等を作成、配布している。

制度的に策定支援を行っている（策定費用の補助、職員派遣等）。

特に取り組みは行っていない。

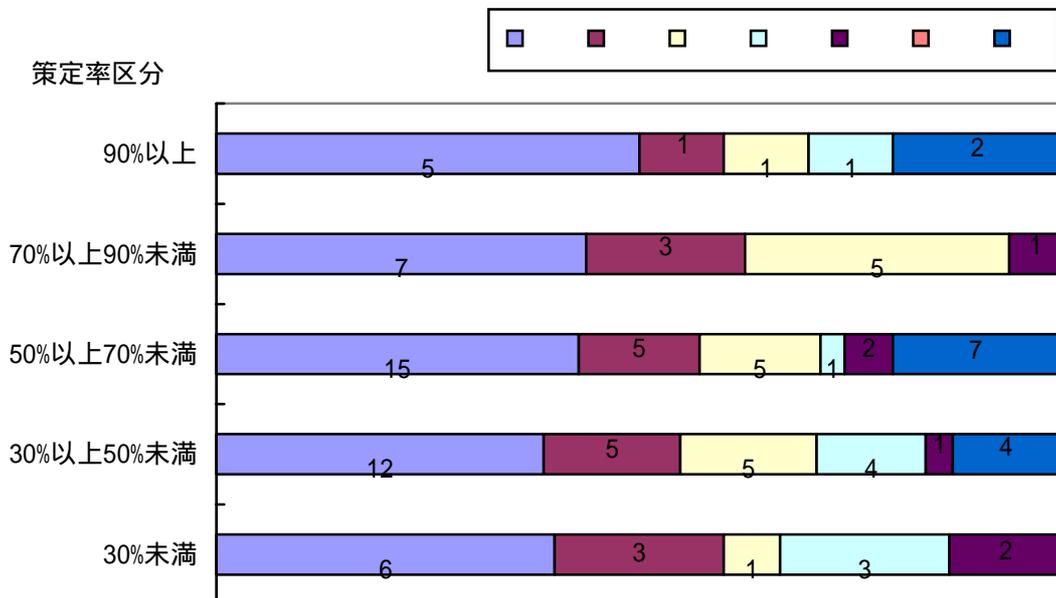
その他（自由記入）

「その他」の主な回答

- ・各市町村の計画策定委員の育成・援助
- ・男女共同参画推進員が、行政と地域活動とのパイプ役を担っている。
- ・市長会政務調査会を通じての要請
- ・地域の各種団体が参加する会議・研修会を実施
- ・会議・研修会への講師派遣
- ・市町村長会議において、男女共同参画に関する講演を行った。
- ・審議会等の女性委員や男女共同参画ネットワークメンバーから首長への働きかけ
- ・計画策定に関し助言等を求めてきた市町に対し、必要な支援を行っている。

（取組状況の分布）

策定率区分							
90%以上	5	1	1	1	0	0	2
70%以上 90%未満	7	3	5	0	1	0	0
50%以上 70%未満	15	5	5	1	2	0	7
30%以上 50%未満	12	5	5	4	1	0	4
30%未満	6	3	1	3	2	0	0
計	45	17	17	9	6	0	13



## 7. 取り組みの中で、著しい成果があった事例

- ・ 先進自治体の取組などの情報提供
- ・ 取組方法について個別具体的に助言
- ・ 県の職員が市町村に出向いての計画策定に向けた気運醸成
- ・ 市長会政務調査会を通じた要請
- ・ 市町村（長）訪問による計画策定の働きかけ
- ・ 市町村長インタビューの実施による男女共同参画施策の推進
- ・ 都道府県・市町村の連絡会議の地域分割会議における情報交換
- ・ 説明会・勉強会による情報提供
- ・ レベル別研修会

## 8. 市町村に働きかけをする場合、配慮していること

### 【市町村の自主性の尊重・地域の事情への配慮】

- ・ 計画策定はあくまでも該当市町村の判断によるものであることを踏まえつつ、計画策定に向けた働きかけを行う。
- ・ 首長等に対して理解を深めていただくため、直接働きかけを行う。
- ・ 市町村担当職員と機会をとらえて意思疎通を図る。
- ・ 地方分権が進んでいる状況および法律上市町村における男女共同参画計画の策定は努力義務に留められている点を十分尊重した上で、少子高齢化の進展など我が国の社会経済情勢の急速な変化に伴い各市町村が抱える諸課題に対応するためにも男女共同参画が必要であることを伝える。
- ・ 県民に一番身近な行政主体である市町村の役割が大きいことを御理解いただき、協力を依頼する。
- ・ 策定していない市町村の、具体的な地域の事情を考慮しながら働きかけを行う。

### 【住民の意向尊重、協働による取組】

- ・ できるだけ多くの住民を巻き込んで計画策定するよう指導を行う。
- ・ 県の委嘱している男女共同参画推進リーダーなどに対する取り組みに心がける。
- ・ 市町村が計画策定を検討する際には、審議会等への男女共同参画地域推進員の積極的活用を働きかけている。
- ・ 計画等の策定にあたっては、時間がかかっても、住民や議会、庁内の理解を得ながら進めるよう案内している。

### 【策定に係る負担の軽減】

- ・ 何か1つでも男女共同参画の取組を実施してもらえよう、県の協力できるメニューを示して働きかけている。
- ・ 煩雑な事務に対する担当職員の不安を払拭すること。（県は策定に至るまで多方面で協力することを約束）
- ・ 審議会への諮問手続きやパブリックコメント・意識調査の方法を提供するなど、手続きの円滑化に向けた配慮を行う。
- ・ 組織体制の整っていない市町村に対しては、まずは施策推進につながる支援が必要であり、平成19年度は、地域の実情に応じた取組を進めるために、圏域ごとの市町村に参画してもらい企画検討し、平成20年度に事業を実施する取組をしている。

### 【その他】

- ・ 国・県の施策等との整合性を図ること。

9. 市町村計画の策定を促進するために、必要なこと【複数回答有、最大3つまで】

都道府県数	46	26	21	13	6	5	16	4

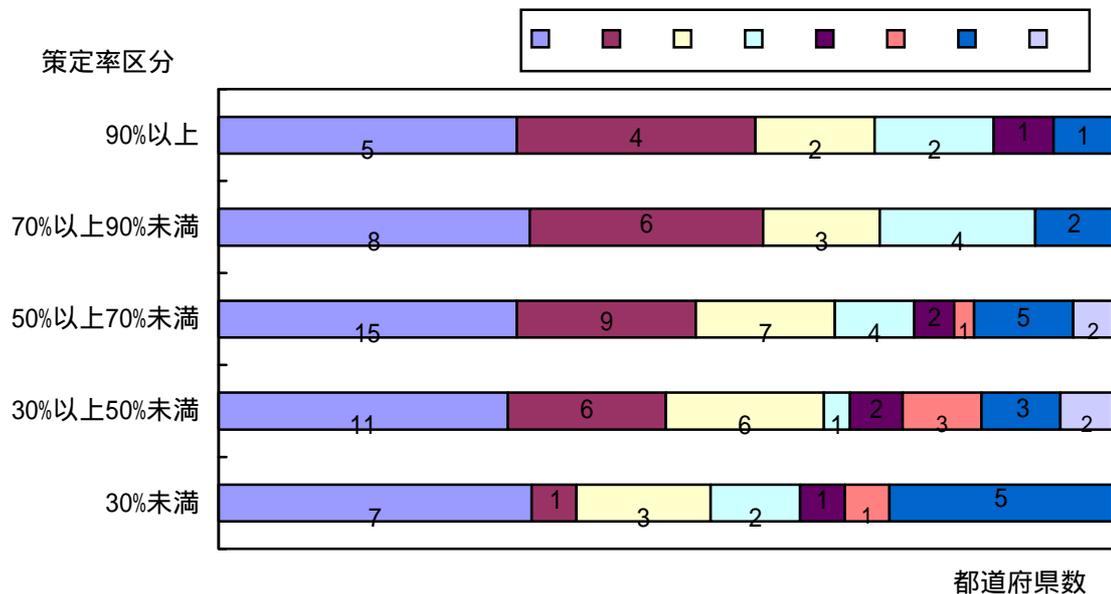
- 計画策定に向けた首長の積極的な姿勢
- 男女共同参画担当部局等の積極的な姿勢
- 男女共同参画専任職員の配置等、体制整備
- 計画策定の意義についての市町村議会の理解・協力
- 講習会・会議の開催等、県による積極的な働きかけ
- 計画策定に向けた制度的な支援（策定費用の補助、職員派遣等）
- 市町村計画を義務規定にする法改正
- その他（自由記入）

「 その他 」の主な回答

- ・ 住民、各種関係団体、議会、庁内の理解・協力
- ・ 住民から行政への働きかけ・

（ 必須要項の分布 ）

策定率区分								
90%以上	5	4	2	2	1	0	1	0
70%以上 90%未満	8	6	3	4	0	0	2	0
50%以上 70%未満	15	9	7	4	2	1	5	2
30%以上 50%未満	11	6	6	1	2	3	3	2
30%未満	7	1	3	2	1	1	5	0
計	46	26	21	13	6	5	16	4



## 10. その他、市町村における男女共同参画基本計画の策定の促進についての意見

### 【国への働きかけ・提言について】

- ・ 国に対しても、全国市長会や町村会への働きかけを要請する必要があるのではないかと。
- ・ 市町村の計画策定を促進するためには、計画策定の義務化が必要であり、国の積極的な取り組みが必要。
- ・ 基本計画を策定した市町村に財政的なインセンティブが生じるような制度があれば、計画の策定率も上昇すると思われる。

### 【その他】

- ・ 首長の積極的な姿勢が必要であることから、全国市長会・全国町村会へ働きかけていくことが重要。
- ・ 計画策定を目的化するのではなく、住民等の気運の醸成が重要である。

## 11. 市町村計画の策定を促進するため、都道府県として住民の理解を得るためにしている工夫

### 【地域における人材育成等、住民による男女共同参画推進の取組支援】

- ・ 市町村の推薦で県が委嘱している男女共同参画推進リーダーを通じて、市町村計画の策定や男女共同参画の推進の必要性等を啓発している。
- ・ 地域での男女共同参画を推進するリーダーとして、「男女共同参画サポーター」を養成している。（サポーターが市町村担当課に計画策定を自主的に働きかけている事例や、計画策定委員会に委員としてサポーターが参画している事例も多い。）
- ・ 各小学校区ごとに2名の推進員(県内570名)を設置し、男女共同参画についての理解を深めるため、継続的な普及啓発活動と研修会を実施している。
- ・ 男女共同参画を推進するために県民が自ら企画運営する事業を募集し、その事業に要する経費の一部を助成するなど県民との協働事業を展開している。

### 【男女共同参画の意識を醸成するための広報啓発】

- ・ 一般住民を対象とする意識啓発のためのフォーラムやシンポジウムは、毎年開催場所を変えるなどして全域に啓発できるようにしている。
- ・ 市町村と協働で住民向け研修会の実施や広報などの普及啓発を行う。
- ・ 市町村が地域住民のために実施する講座等へのアドバイザー（講師）を派遣。（謝金及び旅費の負担。）
- ・ 男女共同参画に関する年次報告書等、市町村の策定状況の公表や市町村職員に対する基礎研修の実施などにより意識啓発を図っている。
- ・ 各市町村の男女共同参画に関する状況をHPで公開している。
- ・ 県の行う出前講座や各種の研修会において、市町村計画の策定が、基本法に基づき市町村に課せられた努力義務であることを特に説明している。

### 【その他】

- ・ 県が養成した市町村の審議会等への登用されうる女性人材を通じ、市町村の計画策定の意義を地域に浸透させる等工夫している。